

計画作成年度	令和元年度
計画主体	外ヶ浜町

外ヶ浜町鳥獣被害防止計画

令和 2年 3月 5日作成

<連絡先>

担当部署名 外ヶ浜町産業観光課
所在地 外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2
電話番号 0174-31-1111 (代表)
FAX番号 0174-31-1215
メールアドレス sangyoukankou@town.sotogahama.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	青森県 外ヶ浜町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害額
ニホンザル	イモ類（ばれいしょ）	0.04ha	97千円
アナグマ	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—
イノシシ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
アライグマ	—	—	—
計		0.04ha	97千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>①ニホンザル 農作物被害は、5月以降イモ類の食害がもっとも大きく、人馴れした加害獣が民家の周辺や農地等に群れで現れ、住民や農作業従事者を威嚇する等の人身被害の危険性も高まっている。</p> <p>②アナグマ・ハクビシン 農作物被害は軽微であるが、全域で被害(建物侵入)があることから、今後被害の拡大が懸念される。</p> <p>③ニホンジカ 農林業被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があることから、今後農林業被害が懸念される。</p>
--

④イノシシ

町内で農林業被害は確認されていないが、目撃情報はあることから、今後農林業被害が懸念される。

⑤アライグマ

町内で農作物等への被害は確認されていないが、周辺市町村で被害があることから、今後農作物等への被害が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

①ニホンザル

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被害額	97千円	87千円
被害面積	0.040ha	0.036ha

②アナグマ・ハクビシン

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被害額	—	—
被害面積	—	—

③ニホンジカ

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被害額	—	—
被害面積	—	—

④イノシシ・アライグマ

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被害額	—	—
被害面積	—	—

⑤合計

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被害額	97千円	87千円
被害面積	0.040ha	0.036ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	平成23年9月から外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊（今別地区猟友会）によりニホンザル及びアナグマの有害鳥獣駆除を行っている。	猟友会員の高齢化などにより出動回数にも限界がある。 また、ニホンザルは、平成28年から平成30年までの3年間で228頭捕獲したが、群れ毎の出没が増加傾向のため、加害獣が属する群れの被害対策を行うなど対策の強化が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	国や町の補助事業により、電気柵を平館地区、三厩地区に、それぞれ1ヶ所を設置し、受益農家が適正に管理している。	電気柵は効果的であるが、未設置農地では依然として被害が発生しているため、電気柵以外の対策も並行して進めていく必要がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ニホンザルについては、生息状況調査結果やテレメトリー発信器を活用して、加害群れの確定を図り、その群れの除去、加害個体の捕獲、追払いなどの取組を最適化して被害防止対策を実施する。 アナグマ・ハクビシンについては、毎年、農業者等から被害対策について相談を受けており、引き続き、追払いや捕獲を実施する。 また、ニホンジカ・イノシシ・アライグマについては、新たに外ヶ浜町被害防止対策実施隊に通年で有害鳥獣捕獲の許可を出し、地域に定着しないよう取組を進める。 被害農家及び農協職員等から被害状況の聞き取りを行い、被害内容等の情報収集を図る。 実施隊員は、各種研修を受講し、習得した知識、技術をもとに鳥獣被害対策の実施に係る地域住民への啓発活動を行う。
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> 外ヶ浜町は、引き続き外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊を組織し、狩猟免許を所持する鳥獣被害対策実施隊員を対象鳥獣捕獲員として、任命又は指名し、ニホンザル、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマの捕獲等に従事させる。

- ・ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わなを基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。
- ・関係機関・団体と連携し、被害状況を把握・共有する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度 ～ 4年度	ニホンザル アナグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許の取得者を確保育成するため、今別地区猟友会等を対象とした研修会への積極的な参加を促す。 ・現地調査による情報の収集を行う。 ・被害農家及び農協職員等からの被害状況の聞き取りを基に、効果的な被害防止方法を検討する。 ・箱わなの効率の良い設置方法を検討する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>①ニホンザル 平成28～30年の捕獲実績は、年平均76頭であったが、出没回数が増加傾向で推移しており、今後、被害の増加が見込まれることから、対策を強化することとし、地区ごとの群れの除去も行う。</p>
<p>②アナグマ 平成28～30年の捕獲実績は、年平均5頭であった。引き続き住居侵入や農作物の食害などを防止するため、捕獲計画数を5頭とする。</p>
<p>③ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・アライグマ これまで捕獲実績はないが、農林業被害を防ぐため、可能な限り捕獲する。</p>

- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
ニホンザル	60頭	60頭	60頭
アナグマ	5頭	5頭	5頭

ニホンジカ・イノシシ・ハクビシ ・アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
---------------------------	---------	---------	---------

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p> <p>【ニホンザル】 被害の集中する農作物の収穫時期前に、被害の多い三厩・平館地区を中心に、箱わな及び銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。</p> <p>【アナグマ・ハクビシ・アライグマ】 出没情報に併せて箱わな及び銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。</p> <p>【ニホンジカ・イノシシ】 捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、わな及び銃器により可能な限り捕獲を行う。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わなを基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
外ヶ浜町	無し（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
—	—	—	—

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

2年度 ～ 4年度	ニホンザル アナグマ ハクビシン ニホンジカ イノシシ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止のための集落環境づくりを実施するため、広報誌等による地域住民への啓発活動 ・被害防止実施隊による追払い活動 ・目撃情報の収集
-----------------	--	---

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

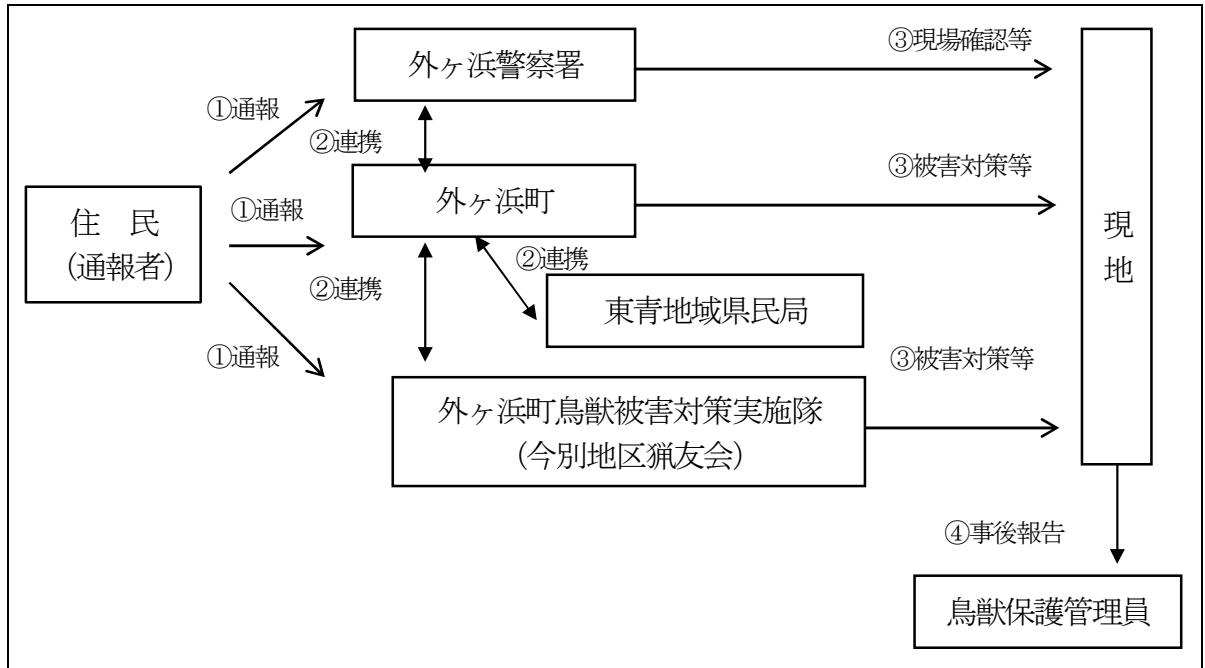
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
外ヶ浜町産業観光課	防災無線等を利用し、住民へ周知するとともに、県及び警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会と連携した対応を図る。
東青地域県民局地域農林水産部 林業振興課・農業普及振興室	町と連携した対応を図る。
外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊 (青森県猟友会東青支部 今別地区猟友会)	町と連携し、緊急捕獲等の対応を図る。
外ヶ浜警察署	銃器の取扱に関する助言指導を行うとともに、町と連携した現場確認等の対応を図る。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処分を行う。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、外ヶ浜町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である外ヶ浜町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記6のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な利用も困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	外ヶ浜町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
外ヶ浜町産業観光課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
東青地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室、林業振興課	対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導・助言を行う。
青森農業協同組合蟹田支店	対象地域を巡回し、営農指導・情報提供を行う。

青森県猟友会東青支部 今別地区猟友会	対象鳥獣関連情報の提供と、捕獲の実施を行う。
-----------------------	------------------------

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
森林組合あおもり	林業被害に関する情報提供
外ヶ浜警察署	銃器の取扱に関する助言指導を行うとともに、町との連携した対応を図る。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊を平成23年9月28日に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員は、外ヶ浜町産業観光課職員及び今別地区猟友会（ワナ猟及び銃器）より構成する <p>外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊は下記の被害防止施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣の捕獲 ・被害地域の巡回 ・地域住民と連携した追い払い活動 ・被害農業者への啓発や防除方法の指導 <p>詳細は、別紙 外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊体制図 参照</p>
--

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>鳥獣対策に関する研究会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。</p> <p>また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の検討を図る。</p>
--

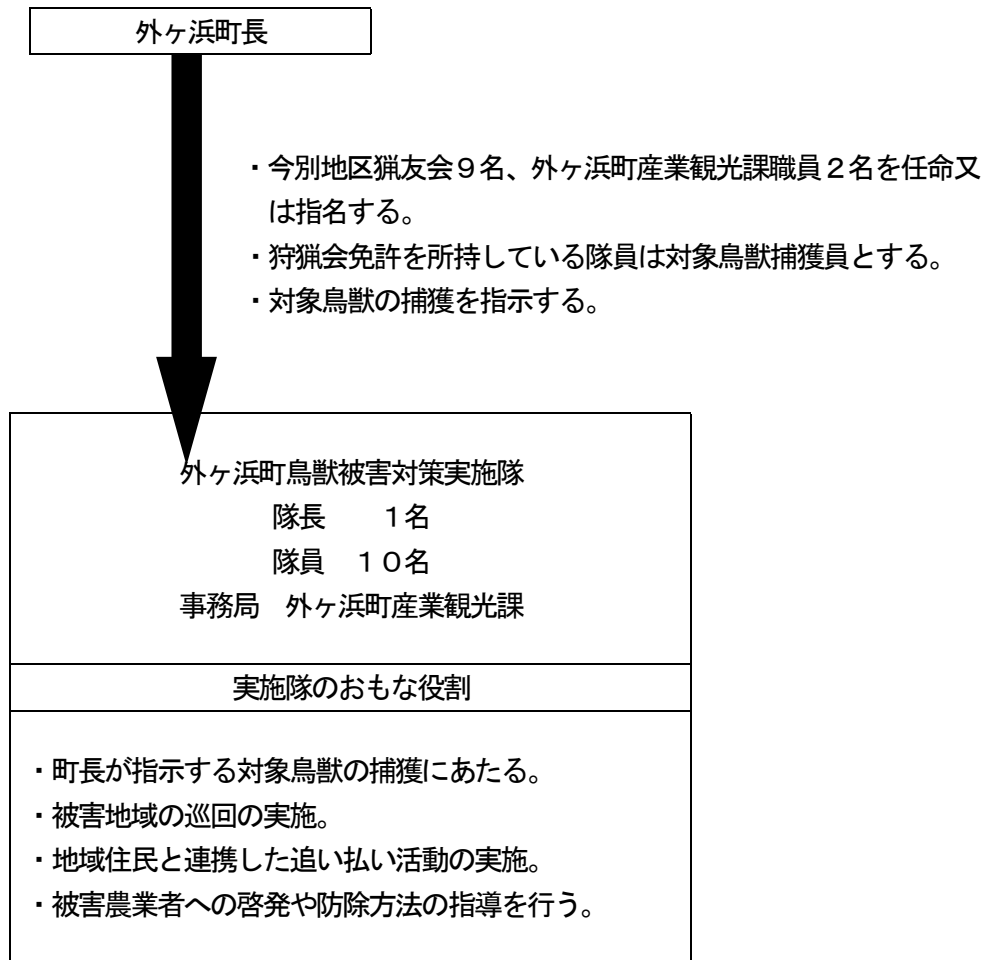
- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>対象鳥獣の捕獲に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。</p>

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊 体制図



※隊員数は、令和2年 1月31日現在